

# 特定非営利活動法人 エコー・ウェルネット 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコー・ウェルネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を主とし、障害者によるリサイクル等の環境改善に関する事業、障害者の技能・能力を活用した生産活動及び雇用促進に関する事業を行い、障害者の生きがいの創出及び環境保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - ② 障害者によるリサイクル塩ビの製品化に関する事業
  - ③ 障害者による廃塩化ビニールの分別に関する事業
  - ④ 障害者の雇用促進に関する事業
  - ⑤ 『環境と福祉』の促進P R事業
  - ⑥ 障害者によるI Tコンサルティングに関する事業
  - ⑦ 農福連携（農業支援並びに農作物の販売）に関する事業
  - ⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会についての条件は、特に定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法によつて本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～15人
  - (2) 監事 1人～2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

#### (欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会を欠席する正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員総数を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事のうち理事長が指名した者がこれに当たる。

### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。た

だし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに整理した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雜則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	小島 繁男
副 理 事 長	小島 良道
理 事	砂田 宗明
同	加藤 太一
同	村田 光紀
同	古田 秀治
監 事	八田 弘幸
同	松田 守雄

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### (1) 正会員

・入会金 1口 5,000円 (1口以上)	・年会費 1口 6,000円 (1口以上)
-----------------------	-----------------------

### (3) 賛助会員

・入会金 0円	・年会費 個人会員 1口 6,000円 (1口以上)
	団体会員 1口 12,000円 (1口以上)

## 附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

定款変更認証日 平成27年4月21日 平成27年4月23日登記

## 附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

定款変更認証日

令和6年度の事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 エコー・ウェルネット

1 事業実施の方針

業務委託企業が事業規模拡大の為、エコー・ウェルネットの加工、製品部門も共に拡大していく。また、製造面だけでなく、雇用促進やPR事業も今年度は確実に実施していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	当期予定なし(準備中)	—	—	
障害者によるリサイクル塩ビの製品化に関する事業	・自動車車検証入れの印刷・加工・製品化 ・交通安全協会の懸垂幕の作成 ・その他塩化ビニールを使用した製品化	(A) 通年 (B) 桂工場 (C) 15名	(D) 自動車販売会社他 京都府交通安全協会 (E) 50社	
障害者による廃塩化ビニールの分別に関する事業	・取引先、一般企業の使用後の塩化ビニールの回収と分別	(A) 通年 (B) 桂工場他 (C) 2名	(D) 一般企業等 (E) 20名	
障害者の雇用促進に関する事業	・一般企業との関わりを持つ(販売会や業務委託等)	(A) 通年 (B) 桂工場他 (C) 2名	(D) 一般企業等 (E) 20名	
『環境と福祉』の促進PR事業	・自社での取り組みを関係機関、取引先、一般企業にPR活動を行う。	(A) 通年 (B) 桂工場 (C) 2名	(D) 一般企業他 (E) 2名	

障害者によるITコンサルティングに関する事業	・IT関連の問題の発見、解決を行う。	(A) 通年 (B) 桂工場 (C) 1名	(D) 一般企業他 (E) 1名	
農福連携(農業支援並びに農作物の販売)に関する事業	当期予定なし(準備中)	—	—	
その他、この法人の目的を達成するため必要な事業	当該事業年度は実施予定なし	—	—	

(2) その他の事業

「本年度実施予定なし」

# 令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 エコー・ウェルネット

## 1 事業実施の方針

新たに就労継続支援A型B型の福祉サービス事業を開始し、法人、利用者の自己実現が満たせるようにしていく。また、農福連携事業もスタートし、農業、地域に貢献できる施設へと変化していく。既存の関係企業とも更なる密な関係を築いていき生産性の向上、製品の質を高め、収益の拡大、企業への信頼度も向上していく。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額(単位:千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・労継続支援A型 ・労継続支援B型  一般就労が困難な方に就労の機会を提供し、自立した日常生活、社会生活を営めるよう作業提供、賃金(工賃)水準を高める。	(A) R7年4月  (B) 桂工場  (C) 5名	(D) 身体障害者 知的障害者 精神障害者 その他一般就労が困難な者  (E) 20名	
障害者によるリサイクル塩ビの製品化に関する事業	・自動車車検証入れの印刷・加工・製品化 ・交通安全協会の懸垂幕の作成 ・その他塩化ビニールを使用した製品化	(A) 通年  (B) 桂工場  (C) 15名	(D) 自動車販売会社他  京都府交通安全協会  (E) 50社	
障害者による廃塩化ビニールの分別に関する事業	・取引先、一般企業の使用後の塩化ビニールの回収と分別	(A) 通年  (B) 桂工場他  (C) 2名	(D) 一般企業等  (E) 20名	
障害者の雇用促進に関する事業	・一般企業との関わりを持つ(販売会や業務委託等)	(A) 通年  (B) 桂工場他  (C) 2名	(D) 一般企業等  (E) 20名	

『環境と福祉』の促進 PR事業	・自社での取り組みを関係機関、取引先、一般企業にPR活動を行う。	(A) 通年 (B) 桂工場 (C) 2名	(D) 一般企業他 (E) 2名	
障害者による ITコンサル ティングに関する事業	・IT関連の問題の発見、解決を行う。	(A) 通年 (B) 桂工場 (C) 1名	(D) 一般企業他 (E) 1名	
農福連携 (農業支援並びに農作物の販売)	・水耕栽培農家と委託契約を結び、施設外就労による農福連携。	(A) R7年6月 (B) 契約農家 (C) 2名	(D) 身体障害者 知的障害者 精神障害者 その他一般就労が困難な者 (E) 5名	
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	当該事業年度は実施予定なし	—	—	

令和6年度 活動予算書  
令和6年4月1日から7年3月31日まで

特定非営利活動法人コー・ウエルネット

単位千円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60	60	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金			
受取助成金	504	504	
4 事業収益			
①障害者や高齢者によるリサイクル塩ビの 製品化に関する事業収入	27,610		
②障害者・高齢者の雇用促進に関する事業 (高齢者によるマットリース事業)	1,660		
③農作物の販売	60		
5 その他収益			
受取利息	0	0	
	経常収益計		29,894
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	11,502		
法定福利費	1,551		
雑給	720		
	人件費計	13,773	
(2) その他経費			
賃借料	400		
事務用品費	19		
水道光熱費	246		
旅費交通費	180		
支払手数料	21		
租税公課	792		
交際接待費	0		
保険料	51		
通信費	311		
諸会費	152		
通勤旅費	140		
車両費	380		
消耗品費	150		
修繕費	356		
福利厚生費	60		
雑費	212		
外注加工費	1,330		
原材料仕入高	6,793		
	その他経費計	11,593	
	事業費計	25,366	
2 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	5,853		
法定福利費	810		
	人件費計	6,663	
(2) その他経費			
通勤旅費	100		
福利厚生費	20		
	その他経費計	120	
	管理費計	6,783	
	経常費用計	32,149	
III 経常外収益			-2,255
	経常外収益計	0	0
IV 経常外費用			70
法人税、住民税及び事業税		70	70
	経常外費用計	-2,325	
当期正味財産増減額			-29,878
前期繰越正味財産額			-32,203
次期繰越正味財産額			

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。

令和7年度 活動予算書  
令和7年4月1日から8年3月31日まで

特定非営利活動法人コーウエルネット

単位千円

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費	60	60
正会員受取会費		
2 受取寄附金	0	0
受取寄附金		
3 受取助成金	504	
受取助成金		
支援報酬金A型	5,600	
支援報酬金B型	6,440	
4 事業収益		12,544
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	2,000	
② 障害者によるリサイクル塩ビの製品化に関する事業収入	28,800	
③ 障害者の雇用促進に関する事業 (高齢者によるマットリース事業)	1,720	
④ 農作物の販売	100	32,620
5 その他収益		
受取利息	0	0
経常収益計		45,224
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	11,694	
賃金(工賃)	1,750	
法定福利費	1,589	
雑給	720	
人件費計	15,753	
(2) その他経費		
賃借料	400	
事務用品費	19	
水道光熱費	356	
旅費交通費	180	
支払手数料	22	
租税公課	820	
交際接待費	0	
保険料	51	
通信費	311	
諸会費	152	
通勤旅費	140	
車両費	380	
消耗品費	150	
修繕費	357	
福利厚生費	100	
雑費	60	
外注加工費	1,460	
原材料仕入高	7,250	
その他経費計	12,208	
事業費計		27,961
2 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	4,695	
法定福利費	826	
人件費計	5,521	
(2) その他経費		
通勤旅費	100	
福利厚生費	20	
その他経費計	120	
管理費計		5,641
経常費用計		33,602
当期経常増減額		11,622
III 経常外収益	0	0
IV 経常外費用		
法人税、住民税及び事業税	70	70
経常外費用計		11,552
当期正味財産増減額		-32,203
前期繰越正味財産額		-20,651
次期繰越正味財産額		